

全九州大学対抗チャンピオンシリーズ規定

第1条【目的】

全日本学生自動車連盟九州支部（以下AJSAA九州支部）は各年度における成績優秀校を表彰するためにこの規定を設ける。

第2条【タイトル】

AJSAA九州支部は主催するジムカーナ2戦、ダートトライアル1戦の年間計3戦を全九州大学対抗チャンピオンシリーズとして認定する。

第3条【競技会の成立】

各大会において団体戦5台以上の出走台数をもって成立とする。

第4条【参加車両】

全九州大学対抗チャンピオンシリーズに参加できる車両は大会毎に別途定める特別規則書参加車両規則に従った車両とする。

第5条【参加資格】

- 5-1 参加者は有効な自動車運転免許を有し、AJSAA加盟校の学部生であること。
5-2 各大会にて失格の裁定を受けた参加校は当該年度内に開催される大会への参加が認められないことがある。

第6条【得点基準およびシリーズ順位の決定】

成立した各大会でリザルトを残した各校に対し、順位に応じて下表の得点を与える。複数のチームでエントリーした場合は、最も上位のチームの成績のみ考慮する。

・得点表（ジムカーナ）

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

・得点表（ダートトライアル）

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	18点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点

6-1 この年間総得点をもって全九州大学対抗チャンピオンシリーズの順位を決定する。

6-2 AJSAA九州支部は上記得点基準に従って集計した得点により第8条の通り成績優秀校の表彰を行う。

6-3 本条第1項において、得点の合計が同一の学校が出た場合、最終戦(秋季ジムカーナ)でより上位であった学校から順に順位を与える。

6-4 本条第3項によっても順位が決まらない場合はAJSAA九州支部で決定する。

第7条【表彰】

7-1 シリーズ戦の成績優秀校にはAJSAA九州支部が表彰を行う。

7-2 前項、成績優秀校とは1位から3位までを言う。

第8条【規則違反に対する処罰】

本規則および各大会の特別規則書に対する違反があった場合、AJSAA九州支部は当該年度の得点を全て無効とする等の罰則を違反校に適用する場合がある。

第9条【本規則の解釈】

本規則の解釈について疑義が生じた場合はAJSAA九州支部常任委員会委員長の裁決をもって最終とする。

第10条【本規則の施行】

本規則は平成26年4月1日より施行される。

平成26年1月改訂